

事務連絡
令和5年9月22日

都内透析医療機関 管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長
東京都保健医療局保健政策部長
東京都保健医療局医療政策部長

令和5年10月以降における新型コロナウイルスに感染した透析患者への対応について

日頃より、東京都における新型コロナウイルス感染症対策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う透析患者の対応について（通知）」（令和5年5月1日付5福保感事第370号、5福保保疾第206号、5福保医政第312号）により、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されて以後、令和5年9月30日までの期間を移行期間として設定し、順次、他の疾病と同様に各医療機関にて御対応いただくようお願いしていたところです。

この度、令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、令和5年9月22日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行等に関する東京都の対応について」により、取扱いの変更について通知いたしました。

新型コロナウイルスに感染した透析患者（以下、「コロナ陽性透析患者」という。）については、令和5年10月以降、下記のように御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 入院調整について

(1) 別紙「コロナ陽性透析患者の初療判断目安」を参考に、診断した医師は、新型コロナウイルス感染症の重症度等に応じ、療養方針を決定してください。無症状又は軽症のコロナ陽性透析患者については、引き続き、かかりつけ透析医療機関での外来維持透析を実施いただくようお願いいたします。隔離や介護を目的とした入院は必要ありません。

(2) 別紙「コロナ陽性透析患者の初療判断目安」を参考に、医師が入院を必要と判断する場合は、まずは透析導入病院に受け入れの要請を行い、透析導入病院の受け入れが困難であった場合は、「災害時における透析医療活動マニュアル」を参考に、その後は同一区市町村内、二次保健医療圏内を優先に入院調整を行ってください。

(3) 都の入院調整本部による入院調整は、9月30日（土曜日）で終了します。なお、医療機関間で入院調整を行う際に、医療機関が、都内の病院における受入可能な病床数等を把握することができる、「東京都新型コロナウイルス感染者情報システム」（以下、「MIST」という。）の病床検索機能については、引き続き使用できます。透析を取り扱う全ての病院におかれましては、毎

日、午前 10 時までには、受入可能な透析患者数を必ず入力してください。MIST の詳細については、令和 5 年 9 月 22 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行等に関する東京都の対応について」を御確認ください。

(4) 病床を持つ全ての透析医療機関におかれましては、中等症以上入院が必要なコロナ陽性透析患者の受入れを進めていただきますようお願いいたします。

維持透析医療機関がコロナ陽性透析患者の入院受入れを透析導入病院に相談した際、受入れ不可となる事例が多く、コロナ陽性透析患者の入院受入れが一部の病院に偏っています。特に、透析導入病院におかれましては、通常の透析医療における病診連携を活用し、自施設で導入した透析患者がコロナ陽性となった場合の入院受入れを積極的に促進していただきますよう、お願いいたします。

なお、入院を要しない程度に回復したと判断した場合には退院させ、維持透析医療機関と連携の上、外来透析に繋げてください。

2 透析患者搬送サービスについて

維持透析医療機関への通院透析患者搬送サービスは、予定どおり、令和 5 年 9 月 30 日（土曜日）で終了します。患者もしくは医療機関の手配した通院手段（公共交通機関（タクシーを含む）等）により、外来維持透析を実施してください。なお、公共交通機関（タクシーを含む）等を利用する際には、患者にマスクを着用するようお願いしてください。

3 高齢者等医療支援型施設（赤羽）について

高齢者等医療支援型施設（赤羽）は、10 月以降も当面の間、運営を継続します。無症状、軽症のコロナ陽性透析患者の療養は、自宅療養・外来透析を基本としますが、公共交通機関（タクシーを含む）での通院ができない軽症者等については、高齢者等医療支援型施設（赤羽）の入所を相談することができます。なお、高齢者等医療支援型施設（赤羽）についても、永続的に運営する施設ではありませんので、施設閉所後の対応について医療機関ごとに検討し、無症状・軽症であっても療養が必要な患者がいる場合は、二次保健医療圏（ブロック）内で調整を進めていただくようお願いいたします。

令和 5 年 10 月 1 日以降は、保健所等は経由せず、医療機関が MIST の入所調整依頼フォームに入力の上、高齢者等医療支援型施設へ直接入所の依頼をお願いします。入所依頼方法の詳細は、令和 5 年 9 月 22 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行等に関する東京都の対応について」を御確認ください。

ただし、臨時の医療施設のため、コロナの重症度、併存疾患などを踏まえ、透析専門医が入所の可否を判断しますので、必ずしも入所が確約されるわけではありません。また、認知症の患者は、日常の透析において抜針歴がないこと、抑制を必要としないことが要件となります。

4 外来対応医療機関の指定・公表について

令和 5 年 5 月 8 日以降、都が実施している外来対応医療機関の指定・公表は、当面継続します。新型コロナウイルス感染症に感染した透析患者の診療を行う医療機関を、かかりつけ患者限定の「外来対応医療機関（透析）」として公表していますので、まだご登録いただいていない医療機関におかれましては、ご検討いただきますようお願いいたします。

5 感染対策支援チームの派遣

クラスター発生時等において、感染拡大を防止するため、感染対策支援チームを派遣し専門家による支援を受けることができますので保健所に御相談ください。状況に応じて、支援チームメンバーとして透析専門家も派遣することができます、これまでに透析診療所にご活用いただいております。

なお、患者受入れ体制構築が進んでいない病院・診療所に対して、御連絡の上、訪問させていただくこともあります。

6 その他

これまで通り、維持透析医療機関におかれましては、かかりつけ患者に対する発熱や体調悪化時の対応方法・他院でコロナと診断された場合の透析かかりつけ医への報告の指導、新型コロナウイルスワクチン接種、かかりつけ患者が感染した場合の適切な間隔による透析医療の提供、抗ウイルス薬投与等により、新型コロナウイルスの感染予防・重症化予防管理を適切に実施くださいますよう、お願いいたします。なお、新型コロナウイルスワクチン接種については、令和5年9月20日から、オミクロン株(XBB.1.5)に対応したワクチンの接種が始まっています。日本透析医会「オミクロン株XBB系統流行後の透析患者における重症度と致死率について」(令和5年9月22日)もご参照ください。

【問合せ先】

- 高齢者等医療支援型施設（赤羽）に関すること
東京都保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第一課 施設運営担当
電話03-5330-5906
- 外来対応医療機関（透析）の登録申請に関すること
東京都保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第二課 事業調整担当
電話03-5320-4179
- 透析医療の確保に関すること
東京都保健医療局 保健政策部 疾病対策課 疾病対策推進担当
電話03-5320-4476

コロナ陽性透析患者の初療判断目安

別紙

重症度 (診療の手引き)	酸素飽和度	療養先	その他
無症状*	≧96%	自宅(外来透析)	公共交通機関等を利用
軽症*		自宅(外来透析)	※透析患者搬送サービスは令和5年9月30日で終了
		高齢者等医療支援型 施設(赤羽)※	医療機関⇒必要な情報をMIST(入所調整依頼 フォーム)に入力し、直接施設へ依頼 ※乗降に介助が必要なため公共交通機関等の利用が難 しい患者等が入所対象 (無症状者は普段通りかかりつけ医療機関に通院)
中等症Ⅰ	93<SpO2<96%	入院	医療機関間での調整 ※都の入院調整本部は令和5年9月30日で終了
中等症Ⅱ	≦93%	入院	
重症		入院	

* 透析以外にコントロール不良な重症化リスクがある場合は入院も検討